

## 平成 30 年度第 2 回大竹市地域自立支援協議会 議事録

事務局

大変、お待たせいたしました。

本日は、皆様におかれましては公私とも大変お忙しいなか、お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻前ですが、皆様お揃いですので、ただいまから平成 30 年度第 2 回 大竹市地域自立支援協議会を開催します。

まず、開会に当たり福祉課長の金子からご挨拶させていただきます。

課長

皆様こんばんは。お忙しいなか出席いただきましてありがとうございます。日頃より本市、障害福祉行政にご理解ご協力賜りまして、心よりお礼申し上げます。さて、本日の議題にもありますように、昨年より、障害者の方々の地域生活をサポートするための事業所の公募を行いまして、皆様方のご協力の下、プロポーザル方式にて選定されました、社会福祉法人美和福祉会につきまして、先の 12 月議会におきまして、議決を頂きまして正式契約に至りましたので、ご報告させていただきます。障害者の方々の地域生活のさらなる一歩となりますよう、私どもも切に願っています。また、このほかにも新しい部会の発足など、協議いただく案件もごございます。本日も皆様方の活発なご意見を頂きますことを願いまして、ご挨拶に替えさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局

本日の配布資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧をご覧ください。資料 1、大竹市地域自立支援協議会委員一覧。資料 2、大竹市地域自立支援協議会配席図。資料 2 にきまして、お詫びと訂正がごございます。すでに送付していた資料の委員の名前が間違っていました。申し訳ありません。本日改めて配布している資料に差し替えていただきますよう、お願いします。資料 3、平成 30 年度広島県都市福祉事務所長会議研究議題。資料 4、地域生活支援拠点について。資料 5、手話を心の架け橋に。本日机の上に配布してある資料は、大竹市知的障害者支援事業者誘致プロポーザル評価集計票。配布資料は以上となっております。不足している方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようでしたら、進行させていただきます。

ここで、本日までにご欠席の連絡があった方の報告をさせていただきます。山本委員長、桜田委員、乃美委員の 3 名です。

では、本日の日程の確認をいたします。次第をご覧ください。高路副委員長の進行のもと、次第 3 の協議事項及び報告について、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。事項については、

- ① 障害者施設開設について
- ② 障害者の救急時におけるヘルパーの対応について
- ③ 地域生活支援拠点部会と手話言語条例部会の設置について

です。その後、次第 4 で、その他連絡事項や情報交換を行い、閉会いたします。

なお、20 時までに閉会を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、高路副委員長よろしく願いいたします。

副委員長	<p>本日は、皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。山本委員長がご欠席なので、本日は私が進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第 3 の協議事項及び報告事項に入ります。まず最初に障害者施設開設について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。自立支援協議会の委員の皆様には、昨年度プロポーザル評価委員として評価頂きましてありがとうございました。それを採点させて頂いたものを本日配布させて頂きました。採点方法については、個別に採点していただいた結果を集計し、上下の 2 名の点数を省いたものの平均点を集計して採点させて頂きました。平均点が 35.1 点となり、事前にお話ししていましたが、30 点未満だと契約を行わないということで公募させて頂いておりました。12 月 18 日、議会で議決を受け、美和福祉会と本契約を行いました。本日は美和福祉会さんにお越し頂きましたので、ご紹介させていただきます。</p>
美和福祉会	<p>みなさまこんばんは。本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は進捗状況と今後の予定についてお話しさせていただきます。</p> <p>12 月 18 日契約を行いました。大竹市が求められる 6 つの事業は、日中一時支援事業、生活介護事業、就労継続支援事業 B 型、相談支援事業、グループホーム事業、短期入所サービス事業、となっております。日中一時支援事業は契約から 2 年以内、その他の 5 つの事業は契約後 3 年以内に 2 つの事業、5 年以内に残りの事業を行う事となっております。法人の計画としては、2019 年 7 月、生活介護事業と就労継続支援事業 B 型を多機能で先行して行う予定としています。翌年の 2020 年 4 月に日中一時支援事業と相談支援事業。2021 年にグループホーム事業と短期入所サービス事業を行う予定で 5 年以内に事業開始となっておりますが、できるなら、3 年以内にすべての事業を開始できるようにしたいと思っています。日中一時支援事業、相談支援事業は経過にもよりますが、早めに開始するようにしたいと思っています。</p> <p>現在は、設計事務所の見積りが完了し、3 月 22 日に入札。施工が 4 月初旬に開始。竣工が 6 月 20 日。開所を 7 月 1 日と予定しています。当初の説明では 4 月 1 日の開所としていましたが、県の事業の手続き上、4 月 1 日の開所はできなくなり、7 月の開所となりました。事業申請の事前協議は終了し、申請は 4 月末の予定となっております。竣工の 6 月 20 日が済んでから内覧会を行う予定となっております。利用者の募集については、皆様方のご協力を頂きながら行いたいと思います。また、皆様方にご挨拶に伺うことになるかと思いますが、その際にはよろしくをお願いします。</p> <p>福祉型カレッジ事業構想についてですが、任意事業でこの事業を行いたいと構想を練っております。生活訓練事業、就労支援事業を合わせ、多機能事業所として、福祉サービス事業所を大学と見立て、福祉大学としてとらえ、行いたいと考</p>

えています。内容は就業年数を4年間とし、前半の2年間を生活訓練事業、これを教養課程とし、後半の2年間を就労に向けて専門課程とし、2年、2年で卒業としています。あくまで、制度に基づいた事業です。名前を福祉型カレッジとしました。構想の背景としては、知的障害者の多くは総合支援学校の高等部を卒業し、一般就労、福祉的就労等を辿るのですが、その中で卒業後多くの方が就職等がうまく続かず、3年以内に離職してしまう現実があります。その対処が必要かと思えます。検証すると、支援学校の高等部で現行教育年限が適していない現状があるのではないかと。一般的に普通高校の卒業生が概ね進学という現状があります。それと合わせて障害があつて、教育を受けたいという思いがあるのではないかと。思い、総合支援法に基づき2年、2年の4年間の学びの場を設け、一般就労につなげていけたらいいなと思っています。

効果としては、利用者さんから見ると、就労継続の基礎作りが可能で、途中で離職というものが少なくなるのではないかと。訓練等を大きくし直すので、継続が、よりパーセンテージが上がるのではないかと。我々のサービス提供の方は、社会貢献につながるのではないかと。思っています。

福祉型カレッジの目標としては、4つあります。1. 社会人になるというハードルを乗り越えるための力を4年間かけて身につける。2. 青春を謳歌し、充実した青年期を体験する。3. 各自の個性、長所を伸ばし、豊かな人生を送るための基礎形成。4. カレッジ卒業後の就労生活及び自立生活ができるスキルの獲得。としています。このような構想で6事業を実施する中で、その上でこのような事業も実施できれば。と考えています。初めての事業なので、皆様方のご協力をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。ただいま説明のありました内容について、何か質問、意見等ありますでしょうか。

委員

福祉型カレッジの構想は素敵な事業だと思います。できれば具体的な数値が知りたいと思います。3年以内に3割が離職。一般の方でもその数値かと思えます。ここは不明なところですが、厳しさの経験を行っておらず、努力を続けること、一定の我慢をつづける事などが課題なのではないかと思えます。事業所等で経験を行っても、家庭環境等で就労継続が難しい面があるのではないかと思えます。支援学校は就労に向けた取り組みを行っていると言っています。さらに上乗せでどのような事を行うのが大切だと思います。「中川学園」では終了後にも2年程度みるコースがあります。「ソア一つじ」では2年生活介護、2年就労移行で、今回の福祉型カレッジ構想と同様の感じで実施しているかと思えますので、成果がどのように発揮されているのか数値がわかれば、大竹でも意味があるのではないかと思えます。何かしらの数値があると、やる事が解るかと思えます。就労移行についても、3年間授業を行なっても1人も一般就労に繋がっていない事業所が3割あると聞いたことがあります。4年間の取り組みを行う予定なら、どのくら

美和福祉会	<p>い増やすのか、その辺りも含めイメージできたらと思います。</p> <p>数値的なデータは準備してきていません。申し訳ありません。今後現時点の事業をすすめながら、大学という発想を新たにできたらよいと思っています。これは、福岡の博多で先行して行っている事業で、そこを参考にして、行うものとなっています。具体的なものは説明できませんが、今後ということで、ご理解頂きたいと思います。</p>
副委員長	<p>質問等ないようですので、つづきまして、障害者の救急時におけるヘルパーの対応について、お願いします。</p>
事務局	<p>資料 3 をご覧ください。昨年の自立支援協議会で議題に上がった件について、県の福祉事務所長会議で各市町の意見を伺いました。「1人暮らしの障害者等の緊急時の対応及び手術、検査等する際の同意書はどのように対応していますか。」との議題で、内容は、市内に在住する1人暮らしの精神障害者が室内で倒れているのを訪問したヘルパーが発見した。ヘルパーは救急車を要請し、到着した救急隊員に現在の状況と一人暮らしで近隣に家族のいない旨を伝えた。救急隊から救急車に同乗して病院で同じように説明してほしいと依頼された。仕方なく同乗して病院に着くと、病院側から検査の同意書が必要と言われた。一人暮らしだと伝えてもどうしても必要だと言われたので、遠方の叔母に連絡を行ったが断られた。それを病院に説明しても同意書は必要だと言われ、仕方なくヘルパーがサインを行った。その後、そのヘルパーは所属の事業所から救急車に同乗したことと、個人情報などを伝え、同意書にサインを行ったことで叱責を受けたとのことであった。この話を「各市町でこのような事例があるか。対応はどうしているか」聞きましたが、どの市町も対応に苦慮している回答でした。サインしているところもあれば、同意しない市町もあり、対応はまちまちでした。大竹市も消防本部に確認を行いました。救急隊としては、「私たちは、強制はしていません。病院と連携を取る上で、病院から必ず確認がある事項なので、その場にいる方をお願いをしているだけで、強要しているわけではない。捉え方の問題ではあるが、そうとらえられたのなら申し訳なかったが、本人の為に連携を取りたいので、同乗のお願いや病院での説明をお願いしたいと思っています。」と消防からは説明を受けました。今後、このようなケースが増えると思いますので、自立支援協議会や部会で取り上げていくケースかと思っています。</p>
副委員長	<p>ただいま説明がありました内容について、何か質問、意見等ありますか。</p>
委員	<p>呉市の解答は、30年4月27日付の内容の解答があるので、それを掲示できる状況を作っておけばよいのではないかと思います。廿日市市の解答に成年後見制度の活用ともあるのですが、後見人はこのような判断については、「しません」「で</p>

	<p>きません」と言われます。一般的なところまでは、やりますと言ってくれますが、難しいのではないかと、もっと法律的な所でのものかもしれません。身元引受人の対応等も書いてあることをやっておけばやるとして、その辺りの資料等を精査してみたの対応はどうかかなと思いました。</p>
事務局	<p>呉市が解答している、平成 30 年 4 月 27 日付のガイドラインはあるようです。最終的には、医療機関の判断であることはききました。やはり、医療機関も事情があるのでお願いしてしまうようです。後見人については、家族の同意は家族しかできない。後見人は、本人の同意しか代行できないので、後見人ではできないのではないかと、担当部署からの解答をもらいました。今回の件は、呉市のケースを基に、皆さんで協議していくことが良いと思っています。</p>
委員	<p>大竹市の解答は現状こうなっていると判断してよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>大竹市の介護高齢者の担当部署が解答したものを記載しています。介護高齢係ではこういう対応を行ったという事例解答です。</p>
委員	<p>今後は、大竹市独自の方針を決めていくと判断してよろしいですか。</p>
事務局	<p>福祉課のみならず、介護高齢の担当とも話をする必要があると思っています。今後連携がしていけたらと思っています。</p>
委員	<p>継続の議題と思って良いですか。</p>
事務局	<p>これはあくまで、広島県の福祉事務所長会議で出した解答と今後どのようにしようかという提案です。今後、自立支援協議会、高齢者の多職種会議などで協議できれば、と思っています。</p>
副委員長	<p>つづきまして、地域生活支援拠点部会と手話言語条例部会の設置について、お願いします。</p>
事務局	<p>地域生活支援拠点とは、障害のある人の地域で生活していくためにどのようなものが必要か、国が力を入れて各市町、圏域で整備しなさいと言われていたものです。具体的内容については、相談業務、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり、の 5 項目が主な事業となっております。この全部を整備するのではなく、各市町で自分たちに合った地域生活支援拠点を考えてください。と言うのが、国から出ています。体制については、1 法人を中心にすべての機能を集中させる、多機能型と、様々な事業所が連携することで一か所に施設を持っている事と同様の能力を有する面的整備があります。さらに、中間が</p>

あつたりするのですが、本当なら、去年までに整備するように話しがあつたのですが、全国どこの市町も難しかったので、3年後を目標に整備することになっています。今回、プロポーザルを行ったのは、大竹市内にこのような核になる事業所、障害を主に行っている事業所がなく、核になる事業所を公募するつもりでプロポーザルを行いました。美和福祉会には具体的な話は行っていませんが、今後、事業がおちついたら、地域生活支援拠点となり得る事業所となってもらいたいとの思いがあります。機能としては、各それぞれの市町で決めてくださいといわれています。ニーズ等を調査して、去年、計画でニーズはある程度把握しています。今年度は今ある部会にプラスして専門部会を作り、地域拠点について話し合う部会を作り、そこで方向を決めていきたいと思っています。今ある部会のメンバーから代表者を出してもらい、それぞれの部会の代表者から部会内で話合った内容を持ってきてもらい、地域生活支援拠点部会で話合ってもらい、大竹市の方向を決めて、自立支援協議会に報告させて頂くことで進めさせていただきたいと思ひます。

つづいて、手話言語条例についてですが、昨年6月、廿日市市が、廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例を設置しました。全国的に手話は言語ということで、条例を作られる所が増えていきます。大竹市にも佐伯地区ろうあ協会大竹支部から、手話言語条例を作ってほしいと要望書が5月に上がっています。いろいろ検討していますが、去年、廿日市市から話を聞いたところ、廿日市も同じように手話言語についての部会を作り、そこで、いろいろな障害者の方と話し合った結果、手話言語のみではなく、コミュニケーションも入れてほしいということで、手話言語およびコミュニケーション条例になったと聞いています。また、県内には福山市が制定しています。今年は東広島市が取り組んでいると聞いています。山口県では萩市、宇部市、など5市町が作っています。去年、宇部市へコミュニケーション条例のみ作成しているので、話を伺いにいきました。様々な障害を持っている人がいるので、それぞれの意見を聞き、ろうあの方、知的障害者の方、身体障害の方でコミュニケーションに不自由されている方などを含め、検討したいと思ひ、専門部会として各部会から代表者を出してもらい、方向性を定め、自立支援協議会へ結果を報告し、それを基に大竹市は進めていきたいと考えています。

この部会を作るに当たり、皆様がどのように考えるか、ご意見を頂きたいと思ひ、提案させていただきました。

副委員長

以上の説明について、何か質問、意見等ありますでしょうか。

委員

廿日市市のコミュニケーション条例は面白いと思うのですが、どの程度の範囲を対象とするのか、という所を考えていかないと、難しいのかなと。手話言語条例でいうと、主にろうあの方が対象なのかなと。コミュニケーションとなると相当な範囲と取れるので、どの範囲を考えているのかによって、場合によっては名

	<p>称を考えた方が良いのかなと思います。</p>
事務局	<p>廿日市は全ての障害者を対象にと考えています。中途失聴者は手話ができないので、要約筆記が私たちの言語。知的障害者は思ったことが発言できない、理解できない。そのような事、伝わりにくい、解らないも含め、手話言語及びコミュニケーション条例を作りたいというのを、部会で決められたと聞きました。それによって、条例を作っただけではなく、予算を取り、周知等を行うこと。研修、例えば、知的障害者を理解するために「あび隊」にきてもらう。ろうあの人が要約筆記では文字が追えないことを理解してもらう。などの予算どりをを行い、条例を作ったと聞いています。</p>
委員	<p>これは、部会は設置される方向で行くということですか。</p>
事務局	<p>異論がなければ設置させて頂きたいと思います。 部会を作り、部会で話を詰めてもらい、その話を報告させて頂き、自立支援協議会で「ちょっと…」という話になれば戻す。という流れをとらせて頂きたいと思います。</p>
委員	<p>賛成です。多くの人々の支援となれば、と思いますが、予算どりで、費用面が大変じゃないかと心配があります。</p>
事務局	<p>急な話では難しいとは思いますが、1年で決めようとは思っていません。できるだけしっかり詰めてから決めたいと思っています。</p>
委員	<p>身体障害者の団体でも手話というのは、とても難しい状況です。ろうあの方は文字が難しいです。それぞれを全部網羅しても、何事も十二分に理解してもらうことは難しいと思います。どの程度考えているのか。次から次に要求がでてくるので、委員の皆様がある程度理解した上で行わないと、要望だけを聞いて作ったのはよいが、対応できない状況になってしまいます。委員を決めるなら、知識がある人など十分に選ぶ必要があると思います。</p>
事務局	<p>さまざまな障害があり、理解するのは難しいとは思いますが、基本的にはこの条例は理念的な条例となります。鳥取県のチラシを見てください。「学習の機会を増やします。」「手話は言語です。」など理念的なものが主です。「地域で機会を増やします。」「周知します。」など、具体的な施策が入っているものではないです。理念的な条例となっており、作ったらこのような活動はしていかないといけない。ということです。先程言われたように、廿日市で作られているときに、ろうあ協会からはかなり話があり、手話言語じゃないと納得いかない。との強い思いがあります。やはり要望を出されたのはろうあ協会だったので。ただ、他の人たちと</p>

	<p>会を持ち、会の人たちから別にするのではなく、一緒にしてほしいとの要望で、部会でまとめて、廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例ということになったと伺っています。未だにろうあ協会は納得していない所がある。と聞いていますが、皆さんが理解し合意したうえで決め、行っていると。</p>
<p>委員</p>	<p>廿日市の条例はとても良いと思うが、当事者にとっては、違うという感じがするのです。ろうあの方と感じ方が違うのです。その人たちの立場、立場で、考え方が全く違うのです。全てを聞くのではなく、聞いた上で、それをどうやって活用していくのか、一つずつ積み上げていく必要があると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。最初は知識レベルがそれぞれの各障害で違うので、勉強会から始めて行こうと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>大変そうですが、理念は素晴らしいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>その他ご意見ございますか。質問等ないようですので、つづきまして、次第4のその他、情報交換に入ります。皆様からの報告事項・情報等がございましたらご発言をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ひとつ前の、地域生活支援拠点について伺います。費用的なバックアップがどの程度期待できるのか。それがあれば、請け負う所がやりやすいのかなど。思うのですが、予算的なもので動くものなのか、解れば教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>国、サービスで補てんされるものは少なく、短期入所などは、よほどの緊急時でなければサービスで対応できるかと思えます。緊急時、特に24時間相談が困難になってくると思えます。頻度と費用を比べると24時間対応しようとする2~3人は雇わないといけないのですが、それに対してどれだけの頻度の相談があるのかと。その保証に対して国は、ないと言っているのです。このサービスを使ってこの事業を行ってください。との指針はあるのですが、一番気にしているのが24時間の相談だと思えます。大竹市の規模だと、それを維持するのは困難だと思われれます。部会等で話し合い、困難なら、廿日市と圏域で行っていく手段も考えていく必要があります。廿日市も緊急時受け入れ体制をある程度形を作っており、入所施設を借り上げるのではなく、今通っている通所事業所と契約し、短期入所等で受け入れられない時には、そこの事業所が一時的に受け入れるという事業を検討していると聞いています。その費用については、廿日市が準備する方向で考えていると伺っています。国の方の補助事業にはなっていないので、大竹市は様子を見ながら行っていくことになっています。</p> <p>どれだけ充実させるかによって費用が変わってくるかと思えます。短期入所な</p>



委員	<p>ども、訓練の場も今あるグループホームでよいのか。それとも上回るものがよいのかなどで変わってきます。</p> <p>最近、セブンイレブンの24時間の問題が出ています。人口減少の傾向になっていて、24時間いつでも、というのは現実的に難しくなっていると思います。どこまで引き受けるのか、一晩くらいなら引き受けられる。相談の内容によっては、救急等へ連絡するような内容かと思います。全てを事業所が受けるような内容じゃないかと思います。重度化や高齢化などで、急にインフルエンザ等に罹り対応するのは病院かと思います。病院で困っているとすれば、利用頻度が少なければ持ち出しになってしまう状況になって、一般的なグループホーム等で緊急で引き受けるとなると、一部屋開けておくのは困難になると思うし、そのような時にプラス1を入れてもよいのかどうか。病院は5%までは可能となっているらしく、120床あるので、5・6人は入れられるはずなのですが、他の施設で行ったところ、バツサリ切られて、数千万・数億の返還を命じられたとの話がありました。そのプラスアルファの利用が常態化してもいけないとは思いますが、その辺りが、こういったところにも利用できる話なのか。そういう所にお金をだすのはわかるのですが。その辺りわかれば教えてください。</p>
事務局	<p>施設は5%はできるそうですが、グループホームは5%はできないそうです。通所事業所も超えると減算されるということです。超える事はダメではないのですが、減算されるということです。宇部市では、市として1部屋1人抑えていると言っていました。利用頻度からすると、かなりの持ち出しとなっているとのこと。</p>
副委員長	<p>その他ございますでしょうか。では、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今回で2年間の任期が終了します。ありがとうございました。また、プロポーザルの委員も受けていただき、無事に大竹市に地域生活支援拠点の核となり得る事業所を誘致でき次のステップに進めます。来年度の依頼を各事業所へお願いしておりますので、受けて頂けたらと思います。ありがとうございました。</p>
副委員長	<p>では、以上をもちまして平成30年度第2回大竹市地域自立支援協議会を終了いたします。</p> <p>皆さま、ご協力ありがとうございました。</p> <p>【19時30分閉会】</p>